

中小企業向け融資制度の手引

— 県内経済の活力の源泉である中小企業を応援します！ —



こんな時にはぜひご利用ください！

長期の事業資金を借りたい	➡	経営合理化融資	P.6上
小規模企業の方が設備投資をしたい	➡	設備投資支援融資	P.6下
独立して新しく事業を行いたい	➡	創業支援融資	P.7上
		女性・若者・障害者創業支援融資	P.7下
成長分野・海外へ進出したい	➡	新分野進出等支援融資	P.8上
新たに従業員を雇用して事業を拡大したい	➡	雇用拡大支援融資	P.8下
店舗の改装等をしたい	➡	小売商業・地場産業支援融資	P.9上
地場産業などを行っているが経営の合理化を図りたい	➡		
観光施設を整備・改修したい	➡	観光おもてなし施設整備融資	P.9下
東日本大震災の影響で落ち込んだ経営の安定化を図りたい	➡	東日本大震災復興緊急融資	P.10下
厳しい経営状況を改善したい	➡	パワーアップ融資	P.11下
債務超過などの状況を改善したい	➡	再生支援融資	P.12上
複数の債務を一本化して、返済負担の軽減を図りたい	➡	借換融資	P.12下
小規模企業で長期の事業資金を借りたい	➡	小規模企業支援融資	P.13
短期の事業資金を借りたい	➡	短期運転資金融資	P.14上

平成 30 年 4 月



茨城県産業戦略部産業政策課



茨城県マスコットキャラクター
ハッスル興門

県のホームページでも制度内容を紹介しております！

茨城県 制度融資

検索

目 次

1	茨城県中小企業資金融資制度	1
	・ご利用できる事業者	
	・融資全体の流れ	
	・取扱金融機関	
	・茨城県中小企業資金融資制度一覧	
	・お申込みの流れ	
	・制度の概要	
2	その他の県の融資制度	15
	・環境保全施設資金融資	
	・工場等立地促進融資	
3	市町村の融資制度	16
	・自治金融，振興金融	
4	政府系金融機関の融資制度	17
	・(株)日本政策金融公庫	
	・(株)商工組合中央金庫	
5	茨城県信用保証協会の保証制度	18

県制度融資に関するよくあるお問い合わせ

お問い合わせ先……………裏表紙

県制度融資とは？

中小企業の皆さんに、経営の安定化や事業の活性化に必要な資金を円滑に調達していただくために、県と金融機関、信用保証協会が協力して行う融資制度です。

融資する資金の一部を県が金融機関に預けることにより、中小企業の皆さんに低利・長期で資金を融資できる仕組みになっています。

－平成 30 年度の主な改正点－

- 1 融資限度額の拡大（創業支援融資，女性・若者・障害者創業支援融資，小規模企業支援融資）
- 2 融資対象の追加（パワーアップ融資など）
- 3 融資要件の緩和（観光おもてなし施設整備融資）

1 茨城県中小企業資金融資制度

ご利用できる事業者

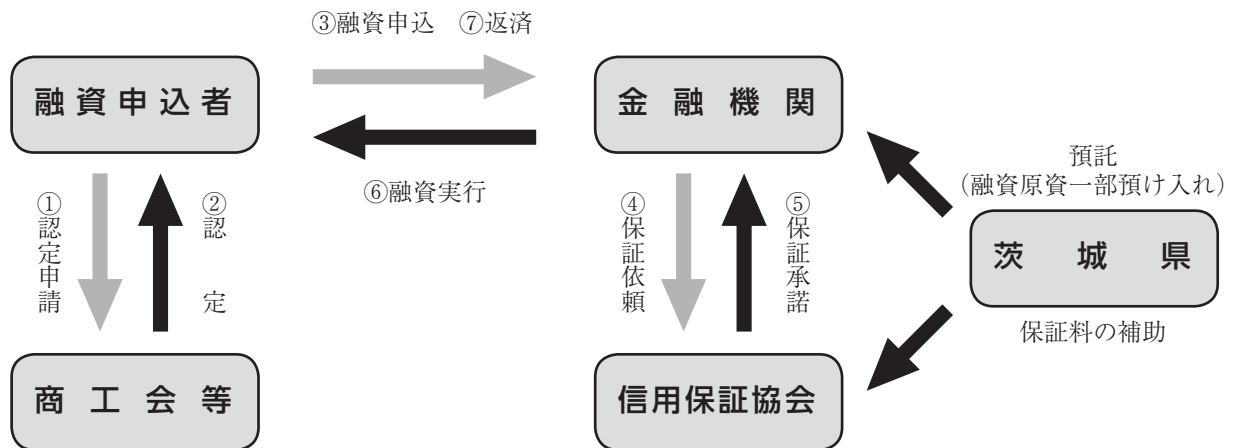
申込時点において県内に事業所を有し、同一事業を引き続き1年以上営んでいる個人・会社・組合等の中小企業者で、次に該当する方がご利用できます。（農林漁業、娯楽遊戯場の一部、金融業等は除かれます。）

製造業・その他……資本金3億円以下又は従業員300人以下
卸売業……資本金1億円以下又は従業員100人以下
小売業……資本金5,000万円以下又は従業員50人以下
サービス業……資本金5,000万円以下又は従業員100人以下
中小企業等協同組合法に規定する組合等

小規模企業者とは、
製造業・その他……従業員20人以下
商業・サービス業……従業員5人以下
※従業員20人以下の宿泊業・娯楽業の方も、
小規模企業者に入ります。

融資全体の流れ

融資の具体的なお相談は、お近くの商工会議所、商工会又は中小企業団体中央会（以下「商工会等」という。）までお願いします。



* 融資を受ける際の注意点 *

- 認定に当たっては、商工会等より別途必要書類を求められる場合があります。
- 融資に当たっては、金融機関及び信用保証協会の審査があります。
- 融資を受ける際の保証人・担保については、金融機関等との通常の取引の状況によっても異なりますので、申し込まれる際に金融機関等の窓口でご相談ください。

取扱金融機関

常陽銀行・筑波銀行・足利銀行・武蔵野銀行・東邦銀行・千葉銀行・東日本銀行・栃木銀行・福島銀行・結城信用金庫・水戸信用金庫・佐原信用金庫・銚子信用金庫・烏山信用金庫・茨城県信用組合・横浜幸銀信用組合・ハナ信用組合・商工組合中央金庫・三菱UFJ銀行・みずほ銀行・りそな銀行・三井住友銀行

茨城県中小企業資金融資制度一覧

資金区分	融資名称	融資対象		
一般資金	経営合理化融資	(一般融資) 経営の安定・合理化を図るために工場・店舗等に要する事業資金 (転貸融資) 協同組合等が組合員に対し事業資金の転貸融資を行う場合		
	設備投資支援融資	小規模企業者が経営の安定・合理化を図るために設備等を導入する場合		
事業活性化資金	創業支援融資	事業を営んでいない個人が1か月以内に事業を開始する場合 (自己資金要件有) 事業を営んでいない個人が2か月以内に新会社を設立し、事業を開始する場合 (自己資金要件有) 中小企業である会社が新会社を設立し、事業を開始する場合 事業を営んでいない個人が事業を開始 (又は会社設立) してから5年未満の場合 中小企業である会社が設立した新会社で、設立から5年未満の場合		
	女性・若者・障害者創業支援融資	女性・若者(35歳未満)・障害者で以下の要件に該当する場合 ・事業を営んでいない個人が1か月以内に事業を開始する場合 (自己資金要件有) ・事業を営んでいない個人が2か月以内に新会社を設立し、事業を開始する場合 (自己資金要件有) ・事業を営んでいない個人が事業を開始 (又は会社設立) してから5年未満の場合		
	新分野進出等支援融資	新たな事業の分野へ進出する場合 (成長産業分野進出・海外展開含む) 「経営革新計画」で経営を革新する場合、「経営力向上計画」で経営力の向上を図る場合 公的助成等を受けた技術開発・事業化を行う場合		
	雇用拡大支援融資	事業拡大により常用従業員2名 (小規模企業の場合又は中高年者を雇用する場合は1名) 以上を雇用する場合		
	小売商業・地場産業支援融資	店舗の改装等を行う場合、大規模商業施設等にテナント出店する場合 地場産業を行う場合、過疎地域に立地している場合		
	観光おもてなし施設整備融資	観光拠点施設の整備を行う場合 うち一定基準を満たす宿泊施設の整備を行う場合 (中小企業以外の利用可)		
	いばらきブランド中核企業育成促進融資	いばらきブランド中核企業育成促進事業の対象者		
	経営安定化資金	東日本大震災復興緊急融資	東日本大震災により損害を受け、経営の安定に支障が生じた場合	
		災害対策融資	緊急対策枠	知事が認めた災害等により経営の安定に支障が生じた場合
			地震災害予防対策枠	耐震性向上等の対策を行う場合、アスベストの除去を行う場合
パワーアップ融資		直近3か月の売上高等が前年同期に比べ5%以上減少している場合など 国の定める危機関連保証の認定を取得した場合 国の定める経営安定関連保証1号～8号の認定を取得した場合 県が指定した倒産事業者に対し50万円以上の売掛金債権を有している場合		
再生支援融資		業績不振であるが、茨城県中小企業再生支援協議会等の支援を受けることで経営改善計画書が策定され、経営の改善が見込まれる者		
借換融資		2口以上の県制度融資を利用し、元金償還が1年以上経過しており、借換により経営の安定・改善が図られる場合		
小規模企業支援融資	従業員20人 (商業、サービス業は5人) 以下の小規模企業者			
短期運転資金融資	短期の運転資金が必要な場合			

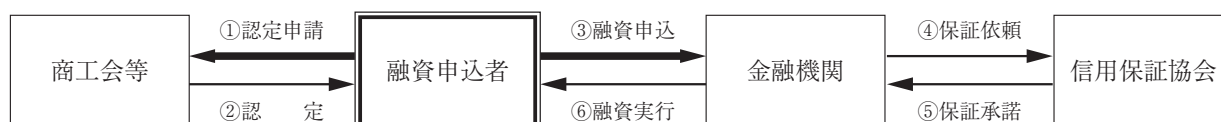
- ※1 融資利率は、信用保証協会の保証付きの場合の年利 (固定) です。また、融資期間により利率が変わります。
- ※2 保証料率は、貸付金額に対する料率です。
- ※3 観光おもてなし施設整備融資において、一定基準を満たす宿泊施設の開業及び増改築を行う場合、県により信用保証料の10割補
- ※4 平成31年3月31日まで、表示の保証料率から10%割引になります。(一部の場合を除く)
- ※5 創業支援融資と女性・若者・障害者創業支援融資の融資限度額は、両制度の合算で3,500万円となります。
- ※6 平成31年3月31日まで、表示の保証料率から0.3%引下げになります。(一部の場合を除く)

融資期間(据置) ※年数は以内	融資限度額	融資利率 ※1	信用 保証	保証料率 ※2	申込窓口
設備7年(1年) 運転5年(1年) 併用5年(1年)	設備5,000万円・運転3,000万円 併用5,000万円	1.9～2.1%	任意	0.45～1.9%	商工会議所・商工会 中小企業団体中央会
事業資金5年(1年)	事業資金3,000万円	1.9～2.0%			
設備10年(3年)	設備1億円	1.2～1.5%	要	0.45～1.9% ※4 〔上記保証料の2割を県が補助します。〕	
設備7年(1年) 運転5年(1年) 併用5年(1年)	設備3,500万円・運転3,500万円 併用3,500万円 ※5	1.2～1.4%	要	原則0.9% ※6 〔上記保証料の2割を県が補助します。〕	
設備7年(1年) 運転5年(1年) 併用5年(1年)	設備3,500万円・運転3,500万円 併用3,500万円 ※5	1.2～1.4%	要	原則0.9% ※6 〔上記保証料の5割を県が補助します。〕	
設備10年(2年) 運転5年(1年)	設備1億円・運転3,000万円	1.3～1.6%	任意	0.45～1.9% ※4 〔設備資金の利用について、上記保 証料の2割を県が補助します。〕	
設備7年(1年) 運転5年(1年)	設備1億円・運転3,000万円	1.3～1.5%	任意	0.45～1.9% ※4	
設備10年(2年) 運転5年(1年)	設備1億円・運転3,000万円	1.3～1.6%	任意	0.45～1.9% ※4	
設備7年(2年) 運転5年(1年)	設備1億円・運転3,000万円	1.3～1.5%	任意	0.45～1.9% ※4	
設備12年(2年)	設備5億円 (保証付きの場合は2億8,000万円) 設備10億円 (保証付きの場合は2億8,000万円)	1.3～1.7%	任意	0.45～1.9% ※4 0.45～1.9% ※4 県の保証料補助有り※3	
設備15年(5年) 運転7年(2年)	設備5億円・運転5,000万円 (保証付きの場合は設備・運転の合計 で2億8,000万円)	1.2～1.7%	任意	0.45～1.9% ※4 〔上記保証料の5割を県が補助します。〕	
設備10年(3年) 運転10年(2年) 併用10年(2年)	設備8,000万円・運転8,000万円 併用8,000万円	1.2～1.5%	要	0.7%又は0.45～1.9% 〔上記保証料の5割を県が補助します。〕	
設備10年(3年) 運転7年(2年) 併用7年(2年)	設備5,000万円・運転3,000万円 併用5,000万円	1.3～1.6%	要	0.45～1.9% 〔上記保証料の5割を県が補助します。〕	
	設備5,000万円・運転3,000万円	1.2～1.5%	任意	0.45～1.9%	
設備10年(3年) 運転7年(2年) 併用7年(2年)	設備5,000万円・運転5,000万円 併用5,000万円	1.3～1.6%	要	0.45～1.9% 〔上記保証料の1割を県が補助しま す。(一部除く)〕	
運転7年(2年)	運転5,000万円	1.3～1.5%		0.8又は0.9% 〔上記保証料の1割を県が補助しま す。(一部除く)〕 0.45～1.9% 〔上記保証料の1割を県が補助しま す。(一部除く)〕	
設備・運転・併用10年 (1年)	設備・運転・併用1億円(公的支援機関) 設備・運転・併用5,000万円(金融機関等)	3.0%	要	0.45～1.9% 〔上記保証料の1割を県が補助しま す。(一部除く)〕	茨城県産業政策課
運転10年(1年)	既往融資残高及び借換に係る諸費用	1.3～1.6%	要	0.45～1.9% 〔上記保証料の1割を県が補助しま す。(一部除く)〕	取扱金融機関
設備10年(3年) 運転7年(2年)	設備・運転・併用2,000万円 (既存の保証付融資残高との合計で 2,000万円の範囲以内)	1.2～2.1%	要	0.5～2.2% ※4 (小口零細企業保証の利用が必須)	商工会議所・商工会 中小企業団体中央会 取扱金融機関
運転1年	運転1,000万円	1.5%	任意	0.45～1.9% ※4	取扱金融機関

助及び貸付後3年間10割の利子補給を実施します。(保証料補助・利子補給の実施期間：平成30年度中に融資を実行したもの)

お申込みの流れ

経営合理化融資，設備投資支援融資，新分野進出等支援融資，雇用拡大支援融資，小売商業・地場産業支援融資，観光おもてなし施設整備融資，パワーアップ融資（融資対象(1)～(3)，(6) P11 下），災害対策融資^注，いばらきブランド中核企業育成促進融資



* 雇用拡大支援融資については、新規雇用後速やかに、雇用実績報告書（様式第3号）に必要書類（※）を添付し、商工会等へ提出してください。

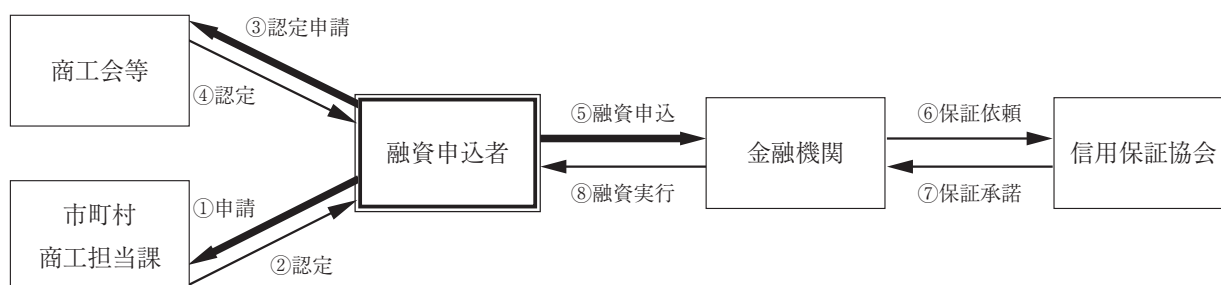
※ いずれかの書類の写し

- ・新規雇用者の健康保険・厚生年金保険被保険者資格届等の確認通知書
- ・新規雇用者の雇用保険被保険者資格取得届等確認通知書

* 保証任意の融資を保証無しでご利用の場合、信用保証協会との手続はありません。

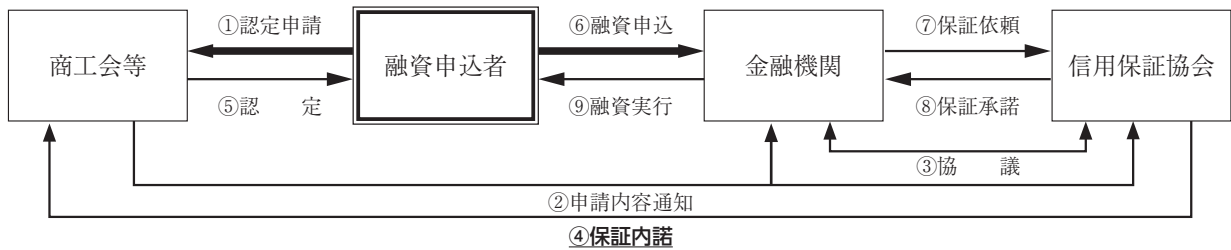
注 東日本大震災復興緊急融資については、商工会等に認定申請をする前に、要件アの場合は市町村で罹災証明書を、要件ウの場合は市町村で売上比較の認定を、それぞれ取得してください。また、要件イの場合は、商工会等で売上比較の認定を取得してください（東日本大震災復興緊急融資の概要については、P.10下をご覧ください）。

パワーアップ融資（融資対象(4)，(5) P11 下）

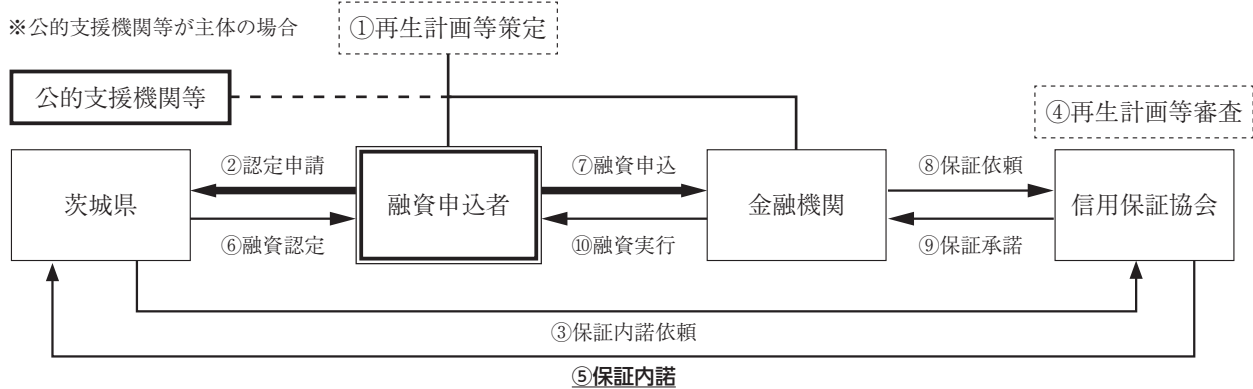


* 市町村認定の申請については、所定の様式がありますので、お近くの市町村商工担当課までお問い合わせください。

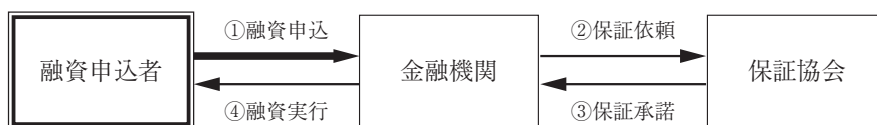
創業支援融資，女性・若者・障害者創業支援融資



再生支援融資



借換融資，短期運転資金融資（保証付きの場合）



- ※ 設備資金を申し込む際は，設備導入前に申込みください。
- ※ **創業支援融資，女性・若者・障害者創業支援融資及び再生支援融資については，認定に際し信用保証協会の事前審査があります。**
- ※ 小規模企業支援融資については，既存の各制度の申込みの流れでの手続きとなります（借換分を除く）。
- ※ 県制度融資を申し込む際に必要となる様式等は，県の中小企業向け融資制度のホームページに掲載しております。

制度の概要

経営合理化融資

融資対象

県内に事業所を有し、同一事業（信用保証協会の保証対象業種に限る。）を引き続き1年以上営んでいる中小企業者で、経営の安定・合理化を図るために、工場、店舗等に要する資金を必要としている者

融資条件

資金用途	融資限度額	融資期間（据置）
設備資金	5,000万円	7年以内（1年以内）
運転資金	3,000万円	5年以内（1年以内）
設備・運転併用	5,000万円	5年以内（1年以内）
転貸資金	3,000万円	5年以内（1年以内）

融資利率等（年利）

償還期間	保証付	保証無	保証料
3年以内	1.9%	2.4%	0.45%～1.9%
3年超5年以内	2.0%	2.5%	
5年超7年以内	2.1%	2.6%	

申込方法

【必要な書類】

茨城県経営合理化融資認定申請書（様式第1号）

- ・許認可業種については、許認可証の写し
- ・県税納税証明書（未納が無いことの証明）
- ・見積書又は契約書の写し

【申込先】

商工会議所・商工会又は中小企業団体中央会
（転貸資金は、中小企業団体中央会）
→認定後、取扱金融機関に申込み

設備投資支援融資

融資対象

県内に事業所を有し、同一事業（信用保証協会の保証対象業種に限る。）を引き続き1年以上営んでいる小規模企業者で、経営の安定・合理化を図るために、工場、店舗等に要する資金を必要としている者

融資条件

資金用途	融資限度額	融資期間（据置）
設備資金	1億円	10年以内（3年以内）

融資利率等（年利）

償還期間	保証付	保証料
3年以内	1.2%	0.45%～1.9% (※)
3年超5年以内	1.3%	
5年超7年以内	1.4%	
7年超10年以内	1.5%	

※平成31年3月31日まで、表示の保証料率から10%割引。（一部の場合を除く）
※割引後の保証料の2割を県が補助します。

申込方法

【必要な書類】

茨城県設備投資支援融資認定申請書（様式第1号）

- ・許認可業種については、許認可証の写し
- ・県税納税証明書（未納が無いことの証明）
- ・見積書又は契約書の写し

【申込先】

商工会議所・商工会又は中小企業団体中央会
→認定後、取扱金融機関に申込み

創業支援融資

融資対象

- (1) 県内に住所又は居所を有する次の者
- ① 事業を営んでいない個人で、1か月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有する者
 - ② 事業を営んでいない個人で、2か月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する者
 - ③ 会社が新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する者
- (2) 県内に事業所を有する次の者
- ④ 事業を営んでいない個人が事業を開始した場合であって、事業を開始した日以降5年を経過していない者
 - ⑤ 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以降5年を経過していない者
 - ⑥ 会社が新たに会社を設立した会社であって、その設立の日以降5年を経過していない者
- ※ ①、②のうち、融資額が2,000万円を超える場合は、超える金額と同額以上の自己資金が必要
 ※ ①、②のうち、産業競争力強化法第2条第23項第1号の認定特定創業支援事業に該当する場合は6か月以内

融資条件

資金用途	融資限度額	融資期間（据置）
設備資金	3,500万円	7年以内（1年以内）
運転資金	3,500万円	5年以内（1年以内）
設備・運転併用	3,500万円	5年以内（1年以内）

※表示の融資限度額は、女性・若者・障害者創業支援融資との合算で3,500万円です。

融資利率等（年利）		
償還期間	保証付	保証料
3年以内	1.2%	原則 0.9% (※)
3年超5年以内	1.3%	
5年超7年以内	1.4%	

※平成31年3月31日まで、表示の保証料率から0.3%引下げ。（一部の場合を除く）
 ※引下げ後の保証料の2割を県が補助します。

申込方法

【必要な書類】

- 茨城県創業支援融資認定申請書（様式第1号）
- ・許認可業種については、許認可証の写し
 - ・見積書又は契約書の写し
 - ・創業計画書【創業から1年未満の場合】（添付様式）
 - ・自己資金を確認できる書類（融資額が2,000万円を超える場合）

(1)の場合

- ・申込人の居住要件を確認できる書類
- ・住民税の納税証明書（未納が無いことの証明）

(2)の場合

- ・客観的に事業に着手したことを証する書類
- ・県税納税証明書（未納が無いことの証明）

【申込先】

商工会議所・商工会又は中小企業団体中央会
 →認定後、取扱金融機関に申込み

女性・若者・障害者創業支援融資

融資対象

- (1) 県内に住所又は居所を有する次の者
- ① 事業を営んでいない個人で、1か月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有する者
 - ② 事業を営んでいない個人で、2か月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する者
- (2) 県内に事業所を有する次の者
- ③ 事業を営んでいない個人が事業を開始した場合であって、事業を開始した日以降5年を経過していない者
 - ④ 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以降5年を経過していない者
- ※ ①、②のうち、融資額が2,000万円を超える場合は、超える金額と同額以上の自己資金が必要
 ※ ①、②のうち、産業競争力強化法第2条第23項第1号の認定特定創業支援事業に該当する場合は6か月以内
 ※ 若者とは、融資申込時点で35歳未満の者をいう。
 ※ 障害者とは、障害者手帳（身体・療育・精神）所持者とする。ただし、成年後見制度利用者は除く。

融資条件

資金用途	融資限度額	融資期間（据置）
設備資金	3,500万円	7年以内（1年以内）
運転資金	3,500万円	5年以内（1年以内）
設備・運転併用	3,500万円	5年以内（1年以内）

※表示の融資限度額は、創業支援融資との合算で3,500万円です。

融資利率等（年利）		
償還期間	保証付	保証料
3年以内	1.2%	原則 0.9% (※)
3年超5年以内	1.3%	
5年超7年以内	1.4%	

※平成31年3月31日まで、表示の保証料率から0.3%引下げ。（一部の場合を除く）
 ※引下げ後の保証料の5割を県が補助します。

申込方法

【必要な書類】

- 茨城県女性・若者・障害者創業支援融資認定申請書（様式第1号）
- ・許認可業種については、許認可証の写し
 - ・見積書又は契約書の写し
 - ・創業計画書【創業から1年未満の場合】（添付様式）
 - ・自己資金を確認できる書類（融資額が2,000万円を超える場合）
 - ・女性又は若者であることを証する書類、又は障害者手帳の写し

(1)の場合

- ・申込人の居住要件を確認できる書類
- ・住民税の納税証明書（未納が無いことの証明）

(2)の場合

- ・客観的に事業に着手したことを証する書類
- ・県税納税証明書（未納が無いことの証明）

【申込先】

商工会議所・商工会又は中小企業団体中央会
 →認定後、取扱金融機関に申込み

新分野進出等支援融資

融資対象

県内に事業所を有し、同一事業（信用保証協会の保証対象業種に限る。）を引き続き1年以上営んでいる中小企業者で、次のいずれかに該当する者

- (1) 新たな事業の分野へ進出する者（成長産業分野へ進出・海外展開する場合などを含む。）
- (2) 中小企業等経営強化法に基づく「経営革新計画」について県の承認を受け、経営を革新する者、及び「経営力向上計画」について国の認定を受け、経営力の向上を図る者（※同一事業を引き続き1年以上営んでいなくともよい。）
- (3) 公的助成等を受けた技術開発・事業化を行う者

融資条件

資金用途	融資限度額	融資期間（据置）
設備資金	1億円	10年以内（2年以内）
運転資金	3,000万円	5年以内（1年以内）

融資利率等（年利）			
償還期間	保証付	保証無	保証料
3年以内	1.3%	1.8%	0.45%～1.9% (※)
3年超 5年以内	1.4%	1.9%	
5年超 7年以内	1.5%	2.0%	
7年超 10年以内	1.6%	2.1%	

※平成31年3月31日まで、表示の保証料率から10%割引。（一部の場合を除く）
※割引後の保証料の2割を県が補助します。（設備資金のみ）

申込方法

【必要な書類】

- 茨城県新分野進出等支援融資認定申請書（様式第1号）
- ・許認可業種については、許認可証の写し
 - ・県税納税証明書（未納が無いことの証明）
 - ・見積書又は契約書の写し
 - ・経営革新計画承認通知書・経営力向上計画認定書・公的助成決定書等融資対象の根拠となる書類の写し
 - ・事業計画書（添付様式A）

【申込先】

商工会議所・商工会又は中小企業団体中央会
→認定後、取扱金融機関に申込み

雇用拡大支援融資

融資対象

県内に事業所を有し、同一事業（信用保証協会の保証対象業種に限る。）を引き続き1年以上営んでいる中小企業者で、次の要件を満たす者

- (1) 生産・販売能力の増強等雇用の増加を伴う事業拡大計画を有すること。
- (2) 申請日以前の6か月間に常用従業員（以下「従業員」という。）が減少していないこと。
- (3) 事業拡大計画により今後6か月以内に2人以上の従業員（パートタイム労働者を除き、かつ、雇用保険加入見込みであること）の増加が確実に見込まれること。ただし、次のいずれかに該当する場合は1人の増加でもよい。
 - ① 従業員20人（商業又はサービス業については5人）以下の中小企業者が、新たに雇用する場合
 - ② 満45歳以上の労働者を雇用する場合

融資条件

資金用途	融資限度額	融資期間（据置）
設備資金	1億円	7年以内（1年以内）
運転資金	3,000万円	5年以内（1年以内）

融資利率等（年利）			
償還期間	保証付	保証無	保証料
3年以内	1.3%	1.8%	0.45%～1.9% (※)
3年超 5年以内	1.4%	1.9%	
5年超 7年以内	1.5%	2.0%	

※平成31年3月31日まで、表示の保証料率から10%割引。（一部の場合を除く）

申込方法

【必要な書類】

- 茨城県雇用拡大支援融資認定申請書（様式第1号）
- ・許認可業種については、許認可証の写し
 - ・県税納税証明書（未納が無いことの証明）
 - ・見積書又は契約書の写し
 - ・事業計画書（添付様式）
- ※融資実行後、雇用を確認する書類の提出があります。
茨城県雇用拡大支援融資雇用実績報告書（様式第3号）

【申込先】

商工会議所・商工会又は中小企業団体中央会
→認定後、取扱金融機関に申込み

小売商業・地場産業支援融資

融資対象

県内に事業所を有し、同一事業（卸売業・小売業・飲食業及びサービス業のいずれかであって、信用保証協会の保証対象業種に限る。）を引き続き1年以上営んでいる中小企業者で、次のいずれかに該当する者

- (1) 店舗の改装等を行う者
- (2) 大規模商業施設等にテナントとして出店する者
- (3) 地場産業を営む者
- (4) 過疎地域自立促進特別措置法に基づく指定地域内（旧金砂郷町、旧水府村、旧里美村、旧山方町、旧美和村、旧緒川村、旧御前山村、大子町、旧七会村）に立地している者

融資条件

資金使途	融資限度額	融資期間(据置)	
		(1)・(2)	(3)・(4)
設備資金	1億円	10年以内(2年以内)	7年以内(2年以内)
運転資金	3,000万円	5年以内(1年以内)	

融資利率等(年利)			
償還期間	保証付	保証無	保証料
3年以内	1.3%	1.8%	0.45%～1.9% (※)
3年超 5年以内	1.4%	1.9%	
5年超 7年以内	1.5%	2.0%	
7年超 10年以内	1.6%	2.1%	

※平成31年3月31日まで、表示の保証料率から10%割引。(一部の場合を除く)

申込方法

【必要な書類】

- 茨城県小売商業・地場産業支援融資認定申請書(様式第1号)
- ・許認可業種については、許認可証の写し
 - ・県税納税証明書(未納が無いことの証明)
 - ・見積書又は契約書の写し
 - ・事業計画書(添付様式)

【申込先】

商工会議所・商工会又は中小企業団体中央会
→認定後、取扱金融機関に申込み

観光おもてなし施設整備融資

融資対象

県内に事業所を有し、同一事業（信用保証協会の保証対象業種に限る。）を引き続き1年以上営んでいる中小企業者で、次のいずれかに該当する者

- (1) 県産品を活用した体験型の施設の整備・改修を行う者
- (2) 海や山など自然を活用した施設の整備・改修を行う者
- (3) 歴史や文化をテーマにした施設の整備・改修を行う者
- (4) 一定の施設基準を満たす宿泊施設の整備・改修を行う者(県外及び中小企業以外の事業者も可)
- (5) 観光施設のバリアフリー化のための整備・改修を行う者
- (6) その他知事が必要と認める施設の整備・改修を行う者

融資条件

資金使途	融資限度額		融資期間(据置)
	(4)	その他	
設備資金	10億円	5億円	12年以内(2年以内)

※保証付きの場合、2億8,000万円まで。

融資利率等(年利)			
償還期間	保証付	保証無	保証料
3年以内	1.3%	1.8%	0.45% ～
3年超 5年以内	1.4%	1.9%	
5年超 7年以内	1.5%	2.0%	
7年超 10年以内	1.6%	2.1%	1.9% (※)
10年超 12年以内	1.7%	2.2%	

※平成31年3月31日まで、表示の保証料率から10%割引。(一部の場合を除く)

申込方法

【必要な書類】

- 茨城県観光おもてなし施設整備融資認定申請書(様式第1号)
- ・許認可業種については、許認可証の写し
 - ・県税納税証明書(未納が無いことの証明)
 - ・見積書又は契約書の写し
 - ・事業計画書(添付様式)
 - ・設計図面(平面図、立面図)
 - ・定款又は登記事項証明書の写し

【申込先】

商工会議所・商工会又は中小企業団体中央会
→認定後、取扱金融機関に申込み

返済負担の軽減

(4)の条件で融資を利用される場合は、以下の措置を利用できます。

【保証料補助】

信用保証協会に支払う保証料の10割を県が補助

【利子補給】

貸付後3年間金融機関に支払う利息の全額を県が補給

【申込先】

茨城県知事(産業政策課) ※保証料補助、利子補給については、平成30年度中に融資を受けた方が対象

いばらきブランド中核企業育成促進融資

融資対象

県内に事業所を有し、同一事業（信用保証協会の保証対象業種に限る。）を引き続き1年以上営んでいる中小企業者で、「いばらきブランド中核企業育成促進事業」の支援を受けた者

融資条件

資金用途	融資限度額	融資期間（据置）
設備資金	5億円	15年以内（5年以内）
運転資金	5,000万円	7年以内（2年以内）

※保証付きの場合、設備資金及び運転資金の合計で2億,800万円まで。

融資利率等（年利）			
償還期間	保証付	保証無	保証料
3年以内	1.2%	1.7%	0.45
3年超 5年以内	1.3%	1.8%	
5年超 7年以内	1.4%	1.9%	～
7年超 10年以内	1.5%	2.0%	1.9%
10年超 13年以内	1.6%	2.1%	(※)
13年超 15年以内	1.7%	2.2%	

※平成31年3月31日まで、表示の保証料率から10%割引。（一部の場合を除く）
※割引後の保証料の5割を県が補助します。

申込方法

【必要な書類】

茨城県いばらきブランド中核企業育成促進融資認定申請書（様式第1号）
 ・許認可業種については、許認可証の写し
 ・県税納税証明書（未納が無いことの証明）
 ・見積書又は契約書の写し

【申込先】

商工会議所・商工会又は中小企業団体中央会
 →認定後、取扱金融機関に申込み

東日本大震災復興緊急融資

融資対象

東日本大震災により損害を受け、経営の安定に支障を来している県内に事業所を有する中小企業者で、次のアからウのいずれかに該当する者（信用保証協会の保証対象業種に限る。）

ア 次のいずれかに該当する者

- a 市町村長等から東日本大震災に係る罹災証明を受けた者
- b 東日本大震災に係る原子力発電所の事故による災害に際し、緊急事態応急対策を実施すべき区域内に事業所を有することについて、市町村長等の証明を受けた者

イ 東日本大震災の影響により、東日本大震災発生後1か月の売上高等が、前年同期比で5%以上減少した者

ウ 特定被災区域内の事業者で、当該震災発生後の最近3か月の売上高等が、震災の影響を受ける直前の同期に比して10%以上減少していることについて、市町村長の認定を受けた者

※特定被災区域とは、守谷市、八千代町、五霞町、境町以外の県内40市町村

融資条件

資金用途	融資限度額	融資期間（据置）
設備資金	8,000万円	10年以内（3年以内）
運転資金	8,000万円	10年以内（2年以内）
設備・運転併用	8,000万円	10年以内（2年以内）

融資利率等（年利）			
償還期間	保証付	保証料	
3年以内	1.2%	ア又はウの対象者：	
3年超 5年以内	1.3%	0.7%（※）	
5年超 7年以内	1.4%	イの対象者：	
7年超 10年以内	1.5%	0.45%～1.9%（※）	

※保証料の5割を県が補助します。

申込方法

【必要な書類】

・許認可業種については、許認可証の写し
 ・県税納税証明書（未納が無いことの証明）
 (アの場合)
 東日本大震災復興緊急融資認定申請書（様式第1号又は様式第3号）
 ・罹災証明書（市町村長等が発行したもの）（aの場合）
 ・原子力発電所の事故による警戒区域等として公示された区域内に事業所を有することに係る市町村長等の証明書（bの場合）
 ・見積書又は契約書の写し（ア又はウで設備資金の場合）
 (イの場合)
 東日本大震災復興緊急融資認定申請書（様式第2号）
 (ウの場合)
 東日本大震災復興緊急融資認定申請書（様式第4号）
 ・資金繰表
 ・東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律による市町村認定書の写し

【申込先】

商工会議所・商工会又は中小企業団体中央会
 →認定後、取扱金融機関に申込み
 ※市町村認定が必要な場合は、市町村所定の書類をそろえ、市町村商工担当課まで申請してください。

災害対策融資

融資対象

県内に事業所を有し、事業（信用保証協会の保証対象業種に限る。）を営んでいる中小企業者で、次のいずれかに該当する者（緊急対策枠）

- (1) 知事が認めた災害その他突発的事由の発生により、経営の安定に支障を来している者（地震災害予防対策枠）
- (2) 対象地域内で地震災害予防対策として次のいずれかを行う者
 - ① 高圧ガス設備の耐震化を図る目的をもって、次のア又はイのいずれかの工事を行う者
 - ア 製造事業所等の地震計の設置、容器元弁遮断装置の設置、配管の耐震性向上のための工事等
 - イ 販売店による家庭用LPGのS型メーター、容器元弁遮断装置等の設置
 （対象地域内の耐震性改善のための事業を実施する対象地域外（県内に限る。）に事業所を有する者も融資対象）
 - ② アークードの耐震性向上のために改築、補強を図る者
 - ③ 機械、器具、商品等の転倒、転落等の防止措置として補強を図る者
 - ④ 消防用設備（消防法により設置義務のある設備を除く。）の設置を図る者
 - ⑤ 有蓋貯水槽（震度6の地震に耐えられるもの。）又は防火井戸の消防水利施設の設置及び改修（耐震性の向上）を図る者
 - ⑥ その他知事が必要と認める地震災害予防対策（アスベストの除去等）を図る者

融資条件

資金用途	融資限度額	融資期間（据置）
設備資金	5,000万円	10年以内（3年以内）
運転資金	3,000万円	7年以内（2年以内）
設備・運転併用 ※(1)の場合	5,000万円	7年以内（2年以内）

融資利率等（年利）【(1)の場合】			融資利率等（年利）【(2)の場合】			
償還期間	保証付	保証料	償還期間	保証付	保証無	保証料
3年以内	1.3%	0.45%	3年以内	1.2%	1.7%	0.45%
3年超 5年以内	1.4%	～	3年超 5年以内	1.3%	1.8%	
5年超 7年以内	1.5%	1.9%	5年超 7年以内	1.4%	1.9%	～
7年超 10年以内	1.6%		(※)	7年超 10年以内	1.5%	

※保証料の5割を県が補助します。（一部除く）

申込方法

【必要な書類】

- 茨城県災害対策融資認定申請書（様式第1号）
- ・許認可業種については、許認可証の写し
- ・県税納税証明書（未納が無いことの証明）
- ・見積書又は契約書の写し

【申込先】

商工会議所・商工会又は中小企業団体中央会
→認定後、取扱金融機関に申込み

パワーアップ融資

融資対象

県内に事業所を有し、事業（信用保証協会の保証対象業種に限る。）を引き続き1年以上営んでいる中小企業者で、次のいずれかに該当する者

- (1) 直近3か月の受注高あるいは売上高が前年同期比で5%以上減少している者
- (2) 直近3か月の受注高あるいは売上高が前年同期比で減少し、かつ、直前の決算で損失を計上している者
- (3) 直近3か月の粗利益が前年同期比で5%以上減少している者
- (4) 中小企業信用保険法第2条第5項第1号、第2号、第5号、第6号、第7号、第8号の規定に基づき市町村長の認定を受けた者
- (5) 中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づき市町村長の認定を受けた者
- (6) 県が別に指定した倒産事業者に対し、50万円以上の売掛金債権等を有している者

融資条件

資金用途	融資限度額	
	(1)・(2)・(3)・(5)	(4)・(6)
設備資金	5,000万円	-
運転資金	5,000万円	5,000万円
設備・運転併用	5,000万円	-

資金用途	融資期間（据置）	
	(1)・(2)・(3)・(5)	(4)・(6)
設備資金	10年以内（3年以内）	-
運転資金	7年以内（2年以内）	7年以内（2年以内）
設備・運転併用	7年以内（2年以内）	-

償還期間	融資利率等（年利）		
	(1)・(2)・(3)・(5)	(4)・(6)	保証料
3年以内	1.3%	1.3%	0.45%
3年超 5年以内	1.4%	1.4%	～
5年超 7年以内	1.5%	1.5%	1.9%
7年超 10年以内	1.6%	-	(※)

※保証料の1割を県が補助します。（一部除く）

申込方法

【必要な書類】

- ・許認可業種については、許認可証の写し
 - ・県税納税証明書（未納が無いことの証明）
 - ・見積書又は契約書の写し
- (1), (2), (3)の場合
茨城県パワーアップ融資認定申請書（様式第1号）
- ・資金繰表
 - ・前期決算書又は税務申告書の写し
 - ・前期及び当期の月別受注高、売上高の明細書又は月別試算表等
- (4), (5)の場合
茨城県パワーアップ融資申込書（様式第2号）
- ・中小企業信用保険法による市町村認定書の写し
- (6)の場合
茨城県パワーアップ融資認定申請書（様式第3号）
- パワーアップ融資に係る倒産企業届出書（様式）
- ・県指定倒産事業者に対し有する売掛金債権等が確認できる書類の写し

【申込先】

商工会議所・商工会又は中小企業団体中央会
→受付又は認定後、取扱金融機関に申込み
※市町村認定が必要な場合は、市町村所定の書類をそろえ、市町村商工担当課まで申請してください。

再生支援融資

融資対象

申込時点において県内に事業所を有し、引き続き1年以上事業（信用保証協会の保証対象業種に限る。）を営んでいる中小企業者で、茨城県中小企業再生支援協議会等の公的支援機関や知事が指定する金融機関の支援を受けることで経営改善計画書等が策定され、経営の改善が見込まれる者

融資条件

資金用途	融資限度額		融資期間 (据置)
	再生支援協議会 等が支援する者	その他の者	
設備資金	1億円	5,000万円	10年以内 (1年以内)
運転資金			
設備・運転併用			

融資利率等（年利）	
保証付	保証料
3.0%	0.45%～1.9%（※）

※保証料の1割を県が補助します。（一部除く）

申込方法

【必要な書類】

- 茨城県再生支援融資認定申請書（様式第1号）
- ・許認可業種については、許認可証の写し
 - ・県税納税証明書（未納が無いことの証明）
 - ・見積書又は契約書の写し
 - ・経営改善計画書

【申込先】

- 茨城県知事（産業政策課）
→認定後、取扱金融機関に申込み

借換融資

融資対象

県内に事業所を有し、同一事業（信用保証協会の保証対象業種に限る。）を引き続き1年以上営んでいる中小企業者で、次のいずれにも該当する者

- (1) 事業計画を有し、借換により月々の返済額が軽減し、資金繰りの安定化や経営改善に取り組む者
- (2) 元金償還が1年以上経過している者
- (3) 茨城県中小企業資金融資について、複数の借入を行っている者

※借換の対象とする茨城県中小企業資金融資は、経営合理化融資、設備投資支援融資、パワーアップ融資、災害対策融資、小規模企業支援融資（経営合理化分、設備投資支援分、パワーアップ分、災害対策分）とする。

※パワーアップ分には平成25年度まで実施していたセーフティネット融資を含む。

融資条件

資金用途	融資限度額	融資期間（据置）
運転資金	今回借り換える茨城県中小企業資金融資の既往融資残高に、この借換融資に係る諸費用を加えた額の範囲内	10年以内 (1年以内)

融資利率等（年利）		
償還期間	保証付	保証料
3年以内	1.3%	0.45%～1.9% (※)
3年超 5年以内	1.4%	
5年超 7年以内	1.5%	
7年超 10年以内	1.6%	

※保証料の1割を県が補助します。（一部除く）

申込方法

【必要な書類】

事業計画書（県借換融資用）（別添様式）

【申込先】

取扱金融機関（金融機関所定手続き）

小規模企業支援融資

融資対象

原則、申込時点において県内に事業所を有し、同一事業（信用保証協会の保証対象業種に限る。）を引き続き1年以上営んでいる従業員20人（商業、サービス業（宿泊業・娯楽業は20人以下）は5人）以下の小規模企業者で、次のいずれかに該当する者

- (1) 経営合理化分
 - ・経営の安定・合理化を図るために工場・店舗に要する資金を必要としている者
- (2) 設備投資支援分
 - ・経営の安定・合理化を図るために設備等を導入する者
- (3) 新分野進出等支援分
 - ・新たな事業の分野へ進出する者
 - ・県の承認を受けた「経営革新計画」で経営を革新する者、国の認定を受けた「経営力向上計画」で経営力の向上を図る者
 - ・公的助成等を受けた技術開発・事業化を行う者
- (4) 雇用拡大支援分
 - ・事業拡大により常用従業員1人以上を雇用する者
- (5) 小売商業・地場産業支援分
 - ・（小売商業）店舗の改装等を行う者、大規模商業施設等にテナント出店する者
 - ・（地場産業）地場産業を営む者、又は過疎地域に立地している者
- (6) パワーアップ分
 - a 直近3か月の売上高等が前年同期に比べ5%以上減少している者など
 - b 中小企業信用保険法第2条第5項第7号又は第8号の規定に基づき市町村長の認定を受けた者
 - c 県が指定した倒産事業者に対し50万円以上の売掛金債権等を有している者
- (7) 災害対策分
 - ・（緊急対策枠）知事が認めた災害等により経営の安定に支障が生じた者
 - ・（地震災害予防対策枠）耐震性向上等の対策を行う者、アスベストの除去を行う者
- (8) 借換分
 - ・2口以上の県制度融資を利用し、元金償還が1年以上経過しており、借換により経営の安定・改善が図られる場合

融資条件

資金用途	融資限度額	償還期間	融資利率等（年利）			保証料
			(1)	(2)・(7)地震災害予防	(3)・(4)・(5)・(6)・(7)緊急対策・(8)	
設備資金 運転資金 設備・運転併用	2,000万円	3年以内	1.9%	1.2%	1.3%	0.5%～2.2% ※小口零細企業保証の利用が必須
		3年超 5年以内	2.0%	1.3%	1.4%	
		5年超 7年以内	2.1%	1.4%	1.5%	
		7年超 10年以内	-	1.5%	1.6%	

資金用途	融資期間（据置）						
	(1)・(4)	(2)	(3)・(5)小売商業	(5)地場産業	(6)a・(7)	(6)b,c	(8)
設備資金	7年以内(1年以内)	10年以内(3年以内)	10年以内(2年以内)	7年以内(2年以内)	10年以内(3年以内)	-	-
運転資金	5年以内(1年以内)	-	5年以内(1年以内)	5年以内(1年以内)	7年以内(2年以内)	7年以内(2年以内)	10年以内(1年以内)
設備・運転併用	5年以内(1年以内)	-	5年以内(1年以内)	5年以内(1年以内)	7年以内(2年以内)	-	-

※融資限度額は、既保証の融資残高との合計で2,000万円の範囲内になります。

※平成31年3月31日まで、一部の場合を除き、表示の保証料率から10%割引。（設備投資支援分、新分野進出等支援分、雇用拡大支援分、小売商業・地場産業支援分に限る。）

※設備投資支援分、新分野進出等支援分（設備資金）、パワーアップ分、災害対策（緊急対策枠）分、借換分については、県による保証料補助があります。

申込方法

【必要な書類】

- 茨城県小規模企業支援融資認定申請書（様式第1号）
 ※各制度の様式については、様式第1号の添付書類に記載。
 ・許認可については、許認可証の写し
 ・県税納税証明書（未納が無いことの証明）
 ・見積書又は契約書の写し

[(3)に該当する方は次も必要]

- ・事業計画書
- ・経営革新計画承認通知書・経営力向上計画認定書・公的助成決定書等融資対象の根拠となる書類の写し

[(4),(5),(8)に該当する方は次も必要]

- ・事業計画書

[(6)aに該当する方は次も必要]

- ・事業状況説明書（パワーアップ分）
- ・資金繰表
- ・前期決算書又は税務申告書の写し
- ・前期及び当期の月別受注高・売上高の明細書又は月別試算表等

[(6)bに該当する方は次も必要]

- ・資金繰表
- ・中小企業信用保険法による市町村認定申請書の写し

[(6)cに該当する方は次も必要]

- ・資金繰表
- ・取引倒産事業者説明書（パワーアップ分）
- ・県指定倒産事業者に対し有する売掛金債権等が確認できる書類の写し

【申込先】

商工会議所・商工会又は中小企業団体中央会
 →認定後、取扱金融機関に申込み

短期運転資金融資

融資対象

県内に事業所を有し、同一事業（信用保証協会の保証対象業種に限る。）を引き続き1年以上営んでいる中小企業者

融資条件

資金用途	融資限度額	融資期間
運転資金	1,000万円	1年以内

融資利率等（年利）			
償還期間	保証付	保証無	保証料
1年以内	1.5%	2.0%	0.45%～1.9% (※)

※平成31年3月31日まで、表示の保証料率から10%割引。（一部の場合を除く）

申込方法

【申込先】
取扱金融機関（金融機関所定手続き）

県制度融資のうち長期資金については、既借入金を借り換えることができます

◆対象融資

長期資金（借換融資を除く）

◆借換え額

同一融資内において各融資の既借入残高又は各融資の既借入残高に新規事業資金を合わせた額（借換え資金の据置期間はありませぬ）

◆借換え条件

既借入金の元金返済が1年以上経過していること（資金用途が設備資金のみの制度の場合の償還期間は7年以内）

※ 災害対策融資及び小規模企業支援融資については、同融資内の借換えであっても、異なる融資区分間の借換えはできません。

また、各融資区分と、当該融資区分と同じ融資対象要件の制度融資との間の借換えは、保証の取扱いの範囲内で行えます。

② その他の県の融資制度

環境保全施設資金融資

中小企業者が環境保全施設や省エネルギー・再生可能エネルギー施設を設置する場合に必要な資金の貸付制度です。

(平成30年4月1日現在)

対象者		融資限度額	融資期間	融資利率	担保・保証人
県内に工場又は事業所を有し、原則として1年以上継続して同一事業を営む中小企業者(別表)	環境保全施設を設置・改善する者	2,500万円 (事業費の80%以内) ※ダイオキシン類対策等、知事が必要と認める場合は5,000万円	7年以内 (据置1年以内)	(保証付) 年1.6～1.8% (保証無) 年2.1～2.3%	取扱金融機関の一般貸付の例による
	地球温暖化対策をする者	500万円 (事業費から地方自治体等の補助額を控除した額に80%を乗じた額) ※再生可能エネルギー施設の設置等、知事が必要と認めた場合は1,500万円			

〈別表〉

- ・環境保全施設を設置・改善する者
大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・悪臭の防止施設、産業廃棄物の適正処理施設、化学物質の適正管理施設の設置や改善
- ・地球温暖化対策をする者
省エネルギー・再生可能エネルギー施設の設置や改善
※再生可能エネルギー施設については、発生したエネルギーを専ら自らの施設で消費する目的のものに限る。

【参考】

利子補給制度

次の事業について取扱金融機関から融資がなされたときは、取扱金融機関に対して利子補給金を交付します。

事業種類	利子補給率		
排水規制の適用を受けない事業者(小規模事業者)が行う排水対策	高度処理(窒素又はりん除去)施設	借受者の実質金利は無利子	
	高度処理以外の污水处理施設	霞ヶ浦流域	借受者の実質金利は無利子
		霞ヶ浦流域以外	0.9%
家畜排せつ物の負荷削減対策施設(霞ヶ浦流域に限る)	借受者の実質金利は無利子		
ダイオキシン類対策施設	0.6%		
省エネルギー・再生可能エネルギー施設(省エネ施設導入に係る県の補助対象事業を除く)	省エネルギー対策実施計画書を提出済のエコ事業所登録事業者は無利子 (上記以外のエコ事業所登録者は0.9%)		

《取扱金融機関》

常陽銀行・筑波銀行・足利銀行・東邦銀行・東日本銀行・千葉銀行・結城信用金庫・水戸信用金庫・銚子信用金庫・茨城県信用組合・商工組合中央金庫

相談窓口 県北県民センター環境・保安課 Tel 0294-80-3355

鹿行県民センター環境・保安課 Tel 0291-33-6056

県南県民センター環境・保安課 Tel 029-822-7048

県西県民センター環境・保安課 Tel 0296-24-9134

県民生活環境部環境政策課県央環境保全室 Tel 029-301-3044

県民生活環境部環境政策課(省エネルギー・再生可能エネルギー施設に関する事) Tel 029-301-2939

県民生活環境部環境対策課(環境保全施設に関する事) Tel 029-301-2956

工場等立地促進融資

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

対 象 者	使 途	限度額	融資期間	融資利率	申込先
(1) 県, 県開発公社, 市町村等が新規に分譲する県内の対象工業団地等に立地する者	土地取得費, 施設・設備整備費	25 億円	15 年以内 (据置 2 年以内)	10 年超 年 1.3% 以内 5 年超 10 年以内 年 1.2% 以内 5 年以内 年 1.1% 以内	県産業立地課
(2) 県内に立地する者で(1)に該当しない者(製造業等を営む者に限る。)		15 億円	10 年以内 (据置 2 年以内)	5 年超 10 年以内 年 1.2% 以内 5 年以内 年 1.1% 以内	
(3) 県内の工業団地内に立地している企業が増設を行う場合					

※留意事項

- 1 原則として着工前・支払前に県の認定が必要です。まずは、取扱金融機関と調整し、その後お早めに県に認定申請してください。
- 2 「立地する者」とは、事業用地を新たに購入し、新たな施設(事業所等)を設置する者です。
- 3 「製造業等」とは、製造業, 情報通信業, 運輸業, 卸売業, 学術・開発研究機関, 植物工場です。
- 4 「増設」とは、工場等の事業用面積が増加する増改築です。
- 5 (1)の対象工業団地にリースで立地する場合、県が新規に分譲する工業団地は(1)、その他は(2)が適用となります。

相談窓口 県産業立地課 TEL 029-301-2036

＜取扱金融機関＞

常陽銀行・筑波銀行・足利銀行・武蔵野銀行・東邦銀行・千葉銀行・東日本銀行・栃木銀行・福島銀行・結城信用金庫・水戸信用金庫・佐原信用金庫・銚子信用金庫・烏山信用金庫・茨城県信用組合・横浜幸銀信用組合・ハナ信用組合・商工組合中央金庫

3 市町村の融資制度

自治金融・振興金融とも茨城県信用保証協会の保証付き融資となっています。また、一部の市町村では信用保証料の補助や利子補給を実施し、利用者の負担を軽減しています。

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

制度名	資金使途	融資限度額	融資期間	融資利率	申込先
自治金融	運転資金 設備資金	1,000 万円	7 年以内	年 1.01%	商工会議所・商工会
振興金融	運転資金 設備資金	2,000 万円 (運転資金は市町村により異なる)	7 年以内	市町村の定めるところによる	市町村の商工担当課 又は 商工会議所・商工会

※融資利率は、変動することがあります。茨城県信用保証協会のホームページでご確認ください。(http://www.icgc.or.jp)

4 政府系金融機関の融資制度

(株)日本政策金融公庫

●中小企業事業

方式	貸付対象等	貸付条件		
		貸付限度額	貸付期間	貸付利率
直接貸付	設備資金・長期運転資金	各融資制度(注2)の限度内	融資制度(注2)ごとに設定 最長 設備 20年 運転 15年	融資制度(注2)ごとに借入れ期間など応じて設定
代理貸付(注1)	同上	同上	融資制度ごとに設定 最長 設備 20年 運転 15年	同上

(注1) 代理貸付については、代理店窓口にご相談ください。

(注2) 特別貸付制度として、「新企業育成貸付」、「企業活力強化貸付(海外展開資金ほか)」、「セーフティネット貸付」等がありますので、下記窓口にご相談ください。

相談窓口 水戸支店 Tel 029-231-4246

●国民生活事業

種類	貸付対象等	貸付条件		
		貸付限度額	貸付期間	貸付利率
普通貸付	事業を営むほとんどの方が利用いただけます	4,800万円	設備資金 10年以内 (据置 2年以内) 運転資金 5年以内 (据置 1年以内, 特に必要な場合, 貸付期間 7年以内)	(注) のとおり
マル経融資(無担保無保証人)	商工会議所会頭、商工会会長又は都道府県商工会連合会長の推薦を受けた常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業(宿泊業及び娯楽業を除く)の場合5人以下)である企業	2,000万円	設備資金 10年以内 (据置 2年以内) 運転資金 7年以内 (据置 1年以内)	(注) 年 1.11% (H30.4.2 現在)

(注) 利率はご返済期間、担保の有無等によって適用される利率が異なりますので、詳しくは下記窓口にご相談ください。このほか、生活衛生関係の事業を営む方への「生活衛生貸付」や特別貸付として「セーフティネット貸付」「新企業育成貸付」「企業活力強化貸付」等があります。なお、利率は金融情勢によって変動します。

相談窓口 水戸支店 Tel 029-221-7137

土浦支店 Tel 029-822-4141

日立支店 Tel 0294-24-2451

生活衛生貸付については(公財)茨城県生活衛生営業指導センター(Tel 029-225-6603)も相談窓口です。

(株)商工組合中央金庫

融資対象	融資条件		
	融資利率	融資期間	返済方法
商工中金の株主である下記中小企業団体(所属団体)とその構成員 中小企業等協同組合 事業協同組合・事業協同小組合・信用協同組合・協同組合連合会・企業組合、協業組合、商工組合・同連合会、商店街振興組合・同連合会、生活衛生同業組合・同連合会、生活衛生同業小組合、酒造組合・同連合会・同中央会、酒販組合・同連合会・同中央会、内航海運組合・同連合会、輸出組合・輸入組合、市街地再開発組合	固定金利・変動金利(詳しくは、窓口にご相談ください)	原則として 設備資金 15年以内 (据置 2年以内) 運転資金 10年以内 (据置 2年以内)	分割返済 期限一時返済

相談窓口 水戸支店 Tel 029-225-5151

5 茨城県信用保証協会の保証制度

茨城県信用保証協会は、中小企業の皆さまが金融機関から事業資金を借り入れる際、公的な保証人となって借り入れを容易にし、金融の円滑化を通じて中小企業の支援を行うために設立された「信用保証協会法」に基づく法人です。

■ ご利用いただける方

●業歴・所在地

法人の場合は、本店又は事業所のいずれか、個人の場合は、現に居住している住居又は事業所が茨城県内にあれば対象となります。ただし、業歴又は所在地の定めのある保証制度の場合は、その定めによります。

●企業規模

個人又はNPO法人の場合は、「常時使用する従業員数」が下表に該当すれば対象となります。

法人の場合は、「資本金又は出資金」若しくは「常時使用する従業員数」のいずれか一方が下表に該当すれば対象となります。

業 種	資本金又は出資金	常時使用する従業員数
製 造 業 ・ そ の 他	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
小 売 業	5,000万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下
医 療 法 人 等	—	300人以下

ただし、次の業種については、下表のとおり基準を定めています。(NPO法人を除く)

業 種	資本金又は出資金	常時使用する従業員数
ゴ ム 製 品 製 造 業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
ソ フ ト ウ エ ア 業	3億円以下	300人以下
情 報 処 理 サ ー ビ ス 業	3億円以下	300人以下
旅 館 業	5,000万円以下	200人以下

(注1) 常時使用する従業員数には、個人事業主の家族従業員、臨時の使用人、会社の役員は含まれません。ただし、名目的には臨時雇いであっても、実質上、常雇いの関係にある場合は含まれます。

(注2) NPO法人の場合、雇用契約関係がないボランティア等は従業員には含まれません。

(注3) 組合の場合は、当該組合が保証対象業種を営んでいること、又はその構成員の2/3以上が保証対象業種を営んでいればお申し込みできます。

(注4) 資本金又は出資金が上記の基準を超えている会社で、かつ、常時使用する従業員数が上記の基準の9割を超えている場合は、従業員数確認資料が必要となります。

●業種・許可等

ほとんどの業種が対象となりますが、農林漁業、娯楽遊戯場の一部、金融業、保険業の一部、風俗関連事業、非営利団体の一部、その他信用保証協会が不適当と認める業種は対象となりません。

また、許可等を必要とする事業については、その許可等を受けていることが必要です。

●その他

次に該当する場合は、原則として保証利用できません。

- ① 信用保証協会が代位弁済をした先で、現在債務が残っている中小企業
(ただし、求償権消滅保証の対象となる中小企業を除く。)
- ② 銀行取引停止処分を受けている中小企業
法人代表者が銀行取引停止処分を受けている場合は、当該法人も原則として保証利用できません。
- ③ 破産、民事再生、会社更生等債務整理手続中の中小企業
(ただし、事業再生保証の対象となる中小企業を除く。)
- ④ 保証付融資又は金融機関独自の融資について、延滞等の債務不履行がある中小企業
- ⑤ 反社会的行為者又はその共生者(それらの者が代表権を有する法人を含む。)
- ⑥ 保証申込について、金融斡旋屋等の第三者が介入する中小企業
- ⑦ 税金等を滞納している中小企業

■ 信用保証料

信用保証のご利用に際し、信用保証料が必要となります。

信用保証料とは、信用保証の対価として中小企業の皆さまにお支払いをいただくものです。

中小企業の皆さまからいただいた信用保証料は、主に日本政策金融公庫に支払う信用保険料に充てられています。

信用保証料のお支払い方法は、原則一括としていますが、中小企業の方から分割納付の申し出があり、信用保証協会が承認した場合は、分割納付も可能です。

●信用保証料率について

信用保証料率は、企業の経営状況に応じて、原則として下表のとおり9区分の料率が定められています。

貸借対照表等を作成していない方については、一部の制度を除き、利用する制度により年1.15%または年1.35%の一律の信用保証料率が適用となります。

(単位：年率%)

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
標準的な信用保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45

※小口零細企業保証、根保証（割引、当座貸越、事業者カードローン）、予約保証、一括支払契約保証、経営力強化保証、求償権消滅保証等は、別に定める信用保証料率が適用されます。また、所定の一律の信用保証料率が適用される制度もあります。

※信用保証料率の区分判定にあたっては、一般社団法人CRD協会が運営する中小企業に関する日本最大のデータベースであるCRD（中小企業信用リスク情報データベース）を利用して判定を行っています。

●信用保証料の割引について

以下の(1)~(3)に該当する場合、料率の割引を行っています。

(1) 会計参与設置会社に対する割引…年**0.1%**を割引

会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類をご提出いただいた会社は、信用保証料を年0.1%割引します。

(2) 有担保割引…年**0.1%**を割引

物的担保をご提供いただいた場合、信用保証料を年0.1%割引します。

(3) 保証累計額割引…年**0.1%**~年**0.2%**を割引

保証累計額が800万円以下の場合、年0.1%~年0.2%を割引します。9区分に分かれた信用保証料率が適用される保証制度で、1~5区分までが割引の対象となります。

※(1), (2), (3)については、制度により一部割引の対象とならない場合もあります。

茨城県信用保証協会の保証制度

様々なニーズにお応えできる各種保証制度をそろえています。目的に合わせてご利用ください。

	保証の種類	保証限度額	保証期間	保証人	担保	信用保証料率 (年率)	ご利用できる方 その他
	普通保証	2億8,000万円 組合4億8,000万円	運転10年以内 設備20年以内		必要に応じて	0.45%～ 1.90%	県内において事業を行う（個人の場合は居住地を含む）中小企業
必要な時に必要な資金を繰り返してご利用いただけます	当座貸越根保証	100万円～ 2億8,000万円	1年又は2年	個人：原則不要 法人：原則代表者のみ	5,000万円以内は原則不要	0.39%～ 1.62%	同一事業実績3年以上、2期以上決算（申告）、申込金融機関との与信取引6ヶ月以上で、別に定める要件を満たす方
カードにより、いつ、どこにいても資金調達ができます	事業者カードローン根保証	100万円～ 2,000万円			原則不要		
無担保・無保証人でご利用いただけます	特別小口融資保証	2,000万円	運転10年以内 設備20年以内	不要	不要	0.80%	同一事業実績1年以上で、他の保証制度の利用がない納税完納者
市町村の金融制度で、低利でお借入れができます	自治金融	1,000万円	7年以内	個人：原則不要 法人：原則代表者のみ	必要に応じて	0.45%～ 1.90%	県内において事業を行う（個人の場合は居住地を含む）中小企業
これから創業する方や創業後5年を経過していない方等を対象とした保証制度です	創業関連保証	2,000万円	10年以内	個人：原則不要 法人：原則代表者のみ	不要	0.90% (注1)	県内に住所又は居所を有し、別に定める要件を満たす方
	創業等関連保証	1,500万円					
金融機関と保証協会が連携・協調することで借入枠の拡大が図られます	パートナーシップ保証	2億8,000万円	運転10年以内 設備20年以内	個人：原則不要 法人：原則代表者のみ	必要に応じて	0.405%～ 1.710%	金融機関プロパー融資との協調融資、および金融機関のプロパー融資残高が一定割合以上の方
通常よりも低い信用保証料率で資金調達ができる制度です	提携保証 (注2)	5,000万円	運転10年以内	原則代表者のみ	不要	0.315%～ 0.850%	信用保証料率カテゴリ⑥～⑨の法人
東日本大震災により経営の安定に支障を来している方を支援する保証制度です	東日本大震災復興緊急保証 (注3)(注4)	2億8,000万円 組合4億8,000万円	10年以内	個人：原則不要 法人：原則代表者のみ	必要に応じて	0.70%	東日本大震災により著しい被害を受けた中小企業 市町村長等の罹災証明書等が必要
急激な景気後退や突発的な災害等の影響で経営の安定に支障を来している方を支援する保証制度です	経営安定関連保証 (注4)	2億8,000万円 (6号は3億8,000万円) 組合4億8,000万円	運転10年以内 設備20年以内	個人：原則不要 法人：原則代表者のみ	必要に応じて	1～3号、6号 0.90% 4号 0.70% 5号、7号、8号 0.80%	経営安定関連1～8号の市町村長の認定を受けた方
売掛債権や棚卸資産を譲渡担保とすることでご利用いただける保証制度です	流動資産担保融資保証	2億円	根保証の場合1年間 個別保証の場合1年以内	原則代表者のみ	売掛債権 棚卸資産	0.68%	事業者に対する売掛債権、電子記録債権又は棚卸資産を保有する中小企業
長期かつ大口の資金調達が行える保証制度です	中小企業特定仕債保証 (注5)	2,400万円～ 4億5,000万円	2年～7年 (年単位)	不要	保証金額 2億円超は 原則必要	0.45%～ 1.90% (注6)	要綱で定める決算要件を備えた中小企業
小規模企業者のための保証制度です	小口零細企業保証 (既保証の融資残高と合算して上記限度額内)	2,000万円	運転10年以内 設備15年以内	個人：原則不要 法人：原則代表者のみ	原則不要	0.50%～ 2.20% (注7)	常時使用する従業員の数が次のいずれかに該当する会社及び個人 ①20人（商業又はサービス業は5人）以下 ②宿泊業、娯楽業 20人以下
認定経営革新等支援機関の支援を受けながら意欲的に経営改善に取り組もうとする方にご利用いただけます	経営力強化保証	2億8,000万円 組合4億8,000万円	運転5年以内 設備7年以内 (保証付きの既往借入金を借り換える場合は、10年以内)	個人：原則不要 法人：原則代表者のみ	必要に応じて	責任共有対象 0.45%～ 1.75% 責任共有対象外 0.50%～ 2.00% (注8)	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業
事業再生計画の実施に必要な事業資金にご利用いただけます	事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証)	2億8,000万円 組合4億8,000万円	15年以内	個人：原則不要 法人：原則代表者のみ	必要に応じて	責任共有対象 0.80% 責任共有対象外 1.00%	事業再生計画に従って事業再生を行い、金融機関に対し計画の実行および進捗の報告を行う方等
信用保証協会が実施する専門家派遣事業を活用しながら経営改善を図る方にご利用いただけます	エキスパートサポート保証	2億8,000万円	運転10年以内 設備20年以内	個人：原則不要 法人：原則代表者のみ	必要に応じて	0.405%～ 1.710%	①保証申込後に専門家派遣を受ける方 ②既に専門家派遣を受けている場合で、融資実行後に継続して専門家派遣を受ける方 ③既に専門家派遣が完了している場合で、専門家の指導に起因して資金需要が発生している方
経営者保証が不要となる保証制度です	経営者保証ガイドライン関連保証	法人2億8,000万円 組合4億8,000万円	運転7年以内 設備10年以内 運転設備併用10年以内	不要	必要に応じて	0.45%～ 1.90% (注6)	要綱で定める決算要件を備えた中小企業 申込時に資格要件確認書の添付が必要

★信用保証料率の表示は、保証額ではなく、貸付金額に対するものです。

(注1) 平成31年3月31日まで、表示の信用保証料率から0.3%引下げになります。

(注2) 取扱金融機関は、常陽銀行、筑波銀行、足利銀行、千葉銀行、東日本銀行、水戸信用金庫、結城信用金庫、烏山信用金庫、銚子信用金庫、佐原信用金庫、茨城県信用組合、商工組合中央金庫水戸支店、三井住友銀行、三菱UFJ銀行です。

(注3) 取扱期限の平成31年3月31日までに融資実行することが必要です。

(注4) 東日本大震災復興緊急保証、経営安定関連保証、災害関係保証（東日本大震災及び危機関連保証の対象となった災害に限る）、危機関連保証と合算して5億6,000万円までとなります。

(注5) 普通保証及び無担保保証に係る保証（経営安定関連保証及び危機関連保証を除く）と合算して5億円までとなります。

(注6) 平成31年3月31日まで、表示の信用保証料率から0.1%引下げになります。

(注7) 小口零細企業保証の信用保証料率は、無担保・普通保証（一般）を利用する場合の料率です。他の保証を利用する場合は、その保証の定める料率となります。

(注8) 申込時の信用力に対応した信用保証料率よりも一区分低い料率が適用されます。なお、信用保証料率カテゴリ⑨の場合及び信用力が判定できない場合（貸借対照表未作成、決算期末到来等）は、一区分低い料率は適用されません。

県制度融資に関するよくあるお問い合わせ

Q1 県制度融資を利用できない業種はありますか。

A 1 次に該当する方は、ご利用できません。

- ・農林漁業，風俗営業飲食業，金融・保険業（保険媒介代理業，保健サービス業を除く）
- ・社会福祉法人・財団法人・社団法人（医業を主たる事業とする法人を除く），学校法人，宗教法人，有限責任事業組合
- ・県税，市町村税など税金を滞納している中小企業，銀行取引停止中の中小企業
- ・休眠会社，休眠組合
- ・反社会的行為者又は反社会的行為者と密接な関係を有する中小企業 等

Q2 融資を申し込む際に必要となる納税証明書とはどのような書類ですか。

A 2 主に「県税に未納がないことを証する納税証明書」のことです。

起業して間もない法人・個人事業者の場合でも発行されます。

※ 県内の5県税事務所及び3支所で申請手続きができます。

※ 申請の際は印鑑，申請者本人であることが確認できる書類が必要です。

※ 交付手数料は1枚につき400円です。

Q3 個人事業から法人に変更した場合，営業経歴はどのように考えますか。

A 3 個人事業から法人成り（法人成りに伴う三親等内の親族間の経営者の交代があった場合も含む。）後，個人事業主の債権・債務を法人が引き継ぎ，かつ，個人事業と法人とで，同一の事業を行っている場合は，営業経歴を合算することができます。

Q4 県外から茨城県に進出する場合，県制度融資は利用できますか。

A 4 県外で1年以上の同一事業についての営業歴があり，県制度融資申込み時点で茨城県内に事業所があれば利用可能です。（宿泊施設の開業又は宿泊定員の増加を伴う増改築を行うため観光おもてなし施設整備融資を利用する場合は，融資申込時点で茨城県内に事業所を有していなくても利用可能です。）

Q5 創業支援融資及び女性・若者・障害者創業支援融資の自己資金要件とは。

A 5 創業支援融資及び女性・若者・障害者創業支援融資で新たに事業を開始する場合，2,000万円を超える融資を受ける際には，超過額と同額以上の自己資金が必要になります。

例 900万円の融資ご利用の場合 → 自己資金要件なし

2,500万円の融資ご利用の場合 → 500万円以上の自己資金が必要

Q6 ソーラーパネル設置の際に必要な資金を，県制度融資で借り入れることは可能ですか。

A 6 県内中小企業の方で，発電された電気を100%売電すれば利用可能です。

県外の方が茨城県内に太陽光発電を設置する場合は，ご利用の対象とはなりませんのでご注意ください。

Q7 県制度の資金使途の中にある「設備・運転併用」について教えてください。

A 7 通常，設備資金と運転資金は分けて融資を受けることとなりますが，「設備・運転併用」がある場合，運転資金・設備資金を併せて融資を受けることができます。すでに融資を受けている場合，利用額によっては融資をご利用できない場合がありますのでご注意ください。

例 創業支援融資（融資限度額 設備・運転・併用それぞれ3,500万円）の場合すでに設備で3,000万円融資を受けている場合，運転で500万円を超える融資を受けることはできません。

※ 本書記載の融資限度額は，制度毎の一企業当たりの限度額であり，併用の限度額がある場合は，設備と運転を併せた利用限度額がその限度額となるため。

お問い合わせ先

商工会議所名	電話番号
水戸商工会議所	029-224-3315
土浦商工会議所	029-822-0391
古河商工会議所	0280-48-6000
日立商工会議所	0294-22-0128
石岡商工会議所	0299-22-4181
下館商工会議所	0296-22-4596
結城商工会議所	0296-33-3118
ひたちなか商工会議所	029-273-1371

商工会名	電話番号
潮来市商工会	0299-80-3831
鉾田市商工会	0291-32-2246
神栖市商工会	0299-92-5111
行方市商工会	0299-72-0520
つくば市商工会	029-879-8200
かすみがうら市商工会	0299-59-3755
石岡市八郷商工会	0299-43-0247
土浦市新治商工会	029-862-2325
つくばみらい市商工会	0297-58-1700
龍ヶ崎市商工会	0297-62-1444
取手市商工会	0297-73-1365
牛久市商工会	029-872-2520
守谷市商工会	0297-48-0339
稲敷市商工会	029-892-2603
美浦村商工会	029-885-2250
阿見町商工会	029-887-0552
河内町商工会	0297-84-2136
利根町商工会	0297-68-7417
下妻市商工会	0296-43-3412
常総市商工会	0297-22-2121
坂東市商工会	0297-35-3317
筑西市商工会	0296-57-2124
桜川市商工会	0296-76-1800
古河市商工会	0280-92-4500
八千代町商工会	0296-49-3232
五霞町商工会	0280-84-0777
境町商工会	0280-87-0380

商工会名	電話番号
常陸太田市商工会	0294-72-5533
高萩市商工会	0293-22-2501
北茨城市商工会	0293-42-2511
日立市十王商工会	0294-39-2086
東海村商工会	029-282-3238
那珂市商工会	029-298-0234
常陸大宮市商工会	0295-53-3100
大子町商工会	0295-72-0191
笠間市商工会	0296-72-0844
水戸市常澄商工会	029-269-4214
水戸市内原商工会	029-259-2803
小美玉市商工会	0299-48-0244
茨城町商工会	029-292-5979
城里町商工会	029-289-2132
大洗町商工会	029-266-1711
鹿嶋市商工会	0299-82-1919

茨城県商工会議所連合会	水戸市桜川二丁目2番35号（茨城県産業会館 4階） TEL 029-226-1854	
茨城県商工会連合会	水戸市桜川二丁目2番35号（茨城県産業会館 13階） TEL 029-224-2635	
茨城県中小企業団体中央会	水戸市桜川二丁目2番35号（茨城県産業会館 8階） TEL 029-224-8030	
茨城県信用保証協会	<ul style="list-style-type: none"> ・本店 水戸市桜川二丁目2番35号（茨城県産業会館内） 経営支援課 TEL 029-224-7858 経営支援課（経営相談グループ） TEL 029-224-7858 創業支援課 TEL 029-224-7865 保証課（県央・鹿行グループ） TEL 029-224-7812 保証課（県北グループ） TEL 029-224-7826 調整課（期中支援グループ） TEL 029-224-7813 ・土浦支店 土浦市中央二丁目2番28号 保証課（県南グループ） TEL 029-826-7812 保証課（県西グループ） TEL 029-826-7826 調整課（期中支援グループ） TEL 029-826-7813 	
茨城県産業戦略部産業政策課 金融グループ	水戸市笠原町978番6（茨城県庁 16階） TEL 029-301-3530(直通)	